

下関市新型インフルエンザ等対策行動計画

(平成28年1月改定)

(平成29年1月改定)

(平成30年4月改定)

(令和2年4月改定)

平成26年11月

下 関 市

目次

凡例	1
I 総論	
1 はじめに	3
2 本行動計画の対象とする感染症	3
3 新型インフルエンザ等対策の基本方針	
(1) 前提	5
(2) 対策の主たる目的	5
(3) 対策の基本的考え方	5
(4) 対策実施上の留意点	5
4 新型インフルエンザ等発生時の患者数等の想定	
(1) 入院患者・死亡者数の上限等	6
(2) 従業員の欠勤率	6
5 新型インフルエンザ等の発生段階の区分	8
6 新型インフルエンザ等の発生時に特措法に基づき実施される事項	9
7 対策の推進のための役割分担	
(1) 国	10
(2) 県	10
(3) 市	11
(4) 指定（地方）公共機関	11
(5) 医療機関	11
(6) 登録事業者	11
(7) 一般の事業者	12
(8) 市民	12

Ⅱ 各論

1	実施体制	15
2	サーベイランス・情報収集	19
3	情報提供	22
4	まん延防止に関する措置	24
5	予防接種	
	(1) 特定接種	28
	(2) 住民接種	29
6	医療	31
7	住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	38
○	用語集	42